

Intellectual Property Newsletter 72 No. 72



Contents

特許侵害

後発医薬品製造業者による先発品医薬品製造業者の特許権侵害差止請求権等不存在確認請求について訴えの利益がないと判断された事例

東京地裁(46部)令和4年8月30日判決〔エリブリン事件〕

商標

商標権に係る請求が権利濫用に当たるとして請求を棄却した事例

東京地裁(46部)令和4年8月30日判決〔丸忠事件〕

著作権

ツイッターで投稿した画像がツイッターの仕様上トリミングされて表示されることが同一性保持権を侵害しないとされた事例

知財高裁(2部)令和4年10月19日判決〔トレース疑惑ツイート事件〕

不正競争

営業秘密該当性が肯定された事例

東京地裁(29部)令和4年10月5日判決〔クラリアント事件〕

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによってお任せいただき、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

後発医薬品製造業者による先発品医薬品製造業者の特許権侵害差止請求権等
不存在確認請求について訴えの利益がないと判断された事例水野 真孝
PROFILEはこちら

東京地裁(46部)令和4年8月30日判決(令和3年(ワ)第13905号)裁判所ウェブサイト〔エリブリン事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本判決は、乳がんの処置に使用されるエリブリンに係る後発医薬品(「原告医薬品」)の製造を計画する者(「X」)が、先発医薬品(「被告医薬品」)の発明(「本件発明」)に係る各特許権(「本件特許権」)を有する者(「Y」)に対する本件特許権に基づく差止請求権(予備的に将来の差止請求権)の不存在確認の訴え、Y及び被告医薬品を製造する者(総称して「Yら」)に対する本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権(予備的に将来の損害賠償請求権)の不存在確認の訴え、Yらに対する原告医薬品が本件発明の技術的範囲に属しないことの確認の訴えを提起した事案です。結論として、裁判所は、Xの訴えにつき、いずれについても確認の利益がないと判断し、訴え却下判決を下しました。

以下では、紙幅の関係から、現在のYの本件特許権に基づく差止請求権及び現在の本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権不存在確認の訴えについて、紹介いたします。

2 本件の経緯

Xは、令和3年5月7日頃、Yらに対し、2週間以内にYらにおいてXに対し、Xが承認の申請準備を進めている原告医薬品の製造販売について本件特許権を行使しないことの確認をするよう求める旨の通知をしました。これを受けてYは、令和3年5月21日、Xに対し、YらはXによる原告医薬品の製造販売について本件特許権を行使する可能性がある旨回答しました(「本件回答」)。

その後、Xは、令和4年2月25日、厚生労働大臣に対し、被告医薬品の後発医薬品として、原告医薬品の製造販売についての承認の申請をし、また、原告医薬品の製造販売を予定して開発を進めており、製造販売についての承認の申請及びGMP適

合性検査の申請のための原告医薬品の製造を行っています。

3 裁判所の判断

まず、裁判所は、先発医薬品の有効成分に特許が存在する場合や先発医薬品の一部の効能・効果等に特許が存在する場合の医薬品の承認及び薬価収載のプロセスからすれば、製造販売についての承認の申請及びGMP適合性検査の申請のための原告医薬品の製造を除き、Xが原告医薬品を製造販売する蓋然性が高いとは認められないと判断しました。

- Xは、被告医薬品の後発医薬品として、原告医薬品の製造販売についての承認の申請をし、現在、原告医薬品の製造販売を予定して、製造販売についての承認の申請及びGMP適合性検査の申請のための原告医薬品の製造を行っている。
- もっとも、二課長通知¹等は、後発医薬品の製造販売について、先発医薬品の有効成分に特許が存在する場合や先発医薬品の一部の効能・効果等に特許が存在する場合に、厚生労働大臣の承認はしない方針であるとし、また、後発医薬品の薬価収載についても、特許係争のおそれがあると思われる品目の収載を希望する場合は、事前に特許権者である先発医薬品製造販売業者と調整を行い、将来も含めて医薬品の安定供給が可能と思われる品目についてのみ収載手続をとる方針であるとしている。
- Yが特許権者である本件各特許が存在する中で、Xが、医薬品医療機器等法等の定め等を前提として医薬品等の製造、販売等を目的とする会社であり、上記法規等の定めにもった事業活動をする²と推認されることなどを考慮すると、近い将来において、Xが、製造販売についての承認の申請及びGMP適合性検査の申請のための原告医薬品の製造を除き、原告医薬品を製造販売する蓋然性が高いとは認められない。

¹ 平成21年6月5日医政経発第0605001号、薬食審査発第0605014号「医療用後発医薬品の薬事法上の承認審査及び薬価収載に係る医薬品特許の取扱いについて」

[次ページへ続く](#) ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

さらに、裁判所は、上記を前提として、Yらが本件特許権に基づく主張をしていないこと等や、本件回答をもってしても、Yらが、現在の本件特許権による差止請求権や不法行為による損害賠償請求権の不存在を争っているとは認められないとしました。

- Yらは、Xが現に行っている製造販売についての承認の申請及びGMP適合性検査の申請のための原告医薬品の製造については、本件特許権に基づく主張をしておらず、今後、本件特許権に基づく主張をする意思もないとし、現在、本件特許権は侵害されていないから、Yらに損害は生じていないと主張している。
- Yらは、Xが、現在、承認の申請等のための製造を除き原告医薬品の製造販売をしておらず、そもそも製造販売に必要な厚生労働大臣の承認を受けていないことから、本件特許権の侵害もそのおそれもないとして、現在、Xに対し本件特許権に基づく主張をしていない。
- したがって、承認の申請等のための原告医薬品の製造に関して、YのXに対する本件特許権による差止請求権及びYらのXに対する本件特許権の侵害を理由とする不法行為による損害賠償請求権が存在しないことについて、現に、当事者間に紛争が存在し、Xの有する権利又は法的地位に危険又は不安が存在しているとは認めるに足りない。
- 本件回答についても、XとYらの間にはそれ以前に何らのやり取りもなく、Yらにおいて、Xが原告医薬品の製造販売をした場合に本件特許権に基づく権利行使をしないと直ちに確約することはできなかったことから、上記のような回答をしたものと認められ、本件回答をもって、Yらが、現在の本件特許権による差止請求権や不法行為による損害賠償請求権の不存在を争っているとは認められない。

また、Xは、現在において、原告医薬品の製造販売についての厚生労働大臣の承認を条件とする本件特許権による差止請求権等が発生し得る旨を主張し、Xの訴えに確認の利益がある旨を主張しましたが、以下のとおり、裁判所は同主張も排斥しました。

- 原告医薬品の将来における製造販売について、Yの現在の

本件特許権による差止請求権は、本件特許権の侵害又は侵害のおそれを理由として発生し得るものであり、Yらの本件特許権の侵害を理由とする現在の不法行為による損害賠償請求権は、本件特許権の侵害及び損害の発生等を理由として発生し得るものである。

- 上記に記載した本件における状況に照らせば、現在において、原告医薬品の製造販売についての厚生労働大臣の承認がされれば上記差止請求権等の権利を取得し得るという地位をYらが有していると認めるに足りず、上記差止請求権等は、Xが原告医薬品の製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けることを条件として発生しているものとは解されない。
- 仮に、本件各特許が存在するために原告医薬品の製造販売についての厚生労働大臣の承認がされることがないとしても、そのことによって、XとYらとの間に前記各請求権の存否に係る法律上の紛争が存在することになるものとは解されない。

以上を考慮し、XのYに対する現在の本件特許権による差止請求権の不存在確認の訴え及びYらに対する本件特許権の侵害を理由とする現在の損害賠償請求権の不存在確認の訴えは、確認の利益を欠くと判示しました。

4 まとめ

本件は、二課長通知によるパテントリンケージの運用が裁判所の判断に取り上げられた事例であり、先発医薬品に係る特許権に基づく差止請求権等の不存在確認の訴えにつき、二課長通知の運用を踏まえれば、後発医薬品の製造販売について承認の申請を行っている段階においても、確認の利益がないとして訴えを却下した事例です。

二課長通知の運用については、以前から問題点が指摘されているところであり、本判決をきっかけに、二課長通知に関する議論が活発化するかと思われますので、今後の議論を注視したいところです。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商 標

商標権に係る請求が権利濫用に当たるとして請求を棄却した事例



鷺見 健人
PROFILEはこちら

東京地裁(46部)令和4年8月30日判決(令和3年(ワ)第2722号)裁判所ウェブサイト〔丸忠事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、原告(X)が、被告(Y)に対し、Yによる各Y標章の使用が、Xの有する各登録商標(漢字の「忠」を丸で囲んで成る商標(「本件商標1」)、「丸忠山田」から成る標準文字商標(「本件商標2」)、「つなぎ館」から成る標準文字商標(「本件商標3」))に係る商標権(「本件各商標権」)を侵害すると主張して、各Y標章を店舗看板等に付して展示すること等の差止め及び損害賠償の支払等を求めた事案です。Yは、本件商標と各Y標章との類否等を争ったほか、Xは「山田石材店」(Yの前身の個人経営店)の創業者cの正当な後継者でないにもかかわらず、c及びYが使用していた標章を無断で商標登録出願したものであり、Xの請求は権利濫用に当たると主張しました。

裁判所は、Yの主張を認め、Xの本件各商標権に基づく各請求は権利濫用に当たるとして、Xの請求を棄却しました。

2 裁判所の判断

裁判所は、大要、以下のとおり事実認定を行い、Xの本件各商標権に基づく各請求は、権利濫用に当たると判断しました(なお、各見出しは筆者において付しました。)

(1) Yによる標章の使用状況

➤ 漢字の「忠」を丸で囲んだもの、又は、これと、「山田石材店」、「山田」、「つなぎ館」、「つなぎや」などの表示を組み合わせたものは、山田石材店及びYにおいて、長年にわたり、墓石の販売、設置等その業務について使用されてきて、一定の信用が蓄積されてきたものといえ、上記各表示を含む各Y標章もその中で使用されるようになった。

(2) XとYの関係

➤ Yは、山田石材店として創業以来、c及びその子孫によって運営されてきたところ、cの孫であるa(筆者注:Xの創業者)は、父であるdからYの持分を相続し、平成7年頃に、Yを解散して新たな組織により石材店を営むことを企図するなどしたことがあり、Yに係る者といえ、また、Yの使用する標章やその使用状況を知っていたと認められる。

(3) Xの商標登録出願に係る経緯

➤ このような状況のもとで、aが設立したXは、「c、dと続く『丸忠事業』を承継するためにXを設立した」のであるから「aすなわちXが『丸忠ブランド』に関わる商標を商標登録出願するのは当然のことである」と主張するなどして、平成8年、上記の各標章に類似する本件商標1を商標登録出願し、Yが商号変更した後の平成18年に、同商号に含まれる文字列である本件商標2、本件商標3を商標登録出願した。

(4) 小括

➤ このように、Xの本件各商標権に基づく各請求は、Yに係る者であるaが設立したXが、Yの創業者であるcから続く事業すなわちYの事業を承継するためと主張して、Yが長年にわたり事業に使用してきたことにより一定の信用が蓄積された標章に類似する商標について商標登録出願をして、Yに対し、Yが上記の標章の使用の一環として使用するようになった各Y標章を使用しないこと等を求めるものであって、このようなYによる標章の使用の状況、XとYとの関係、Xの商標登録出願に至る経緯等に照らせば、仮にYが本件各商標の指定役務に類似する役務に本件各商標に類似する各Y標章を使用するものであったとしても、権利の濫用に当たると認められる。

3 まとめ

商標権侵害訴訟において権利濫用の抗弁が認められるケースは少なくなく、POPEYEマフラー事件(最二小判平成2年7月20日民集44巻5号876頁)をリーディングケースとして、裁判例が蓄積しています。本件において、裁判所は、各Y標章がYの長年にわたる使用により信用が蓄積されてきたこと(Yの使用行為の正当性)、XがYの事業を承継するために商標登録出願を行ったと主張していること(Xの商標取得の目的)等を考慮して、Yの権利濫用の抗弁を是認しました。事例判断ではありますが、裁判所における権利濫用の認定手法、考慮要素等につき、実務上参考になるものと思い紹介させていただきました。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

ツイッターで投稿した画像がツイッターの仕様上トリミングされて表示されることが同一性保持権を侵害しないとされた事例



渡辺 洋
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和4年10月19日判決(令和4年(ネ)第10019号)裁判所ウェブサイト〔トレース疑惑ツイート事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、イラストレーターである原告・被控訴人Xが、ツイッター上で、自己のイラスト画像を掲載し「トレス常習犯ですわ」等といったXのイラストが他者作品のトレース(模倣)であることを指摘するツイート(本件ツイート)の発信者情報の開示を、被告・控訴人Y(Twitter社)に請求した事案です。

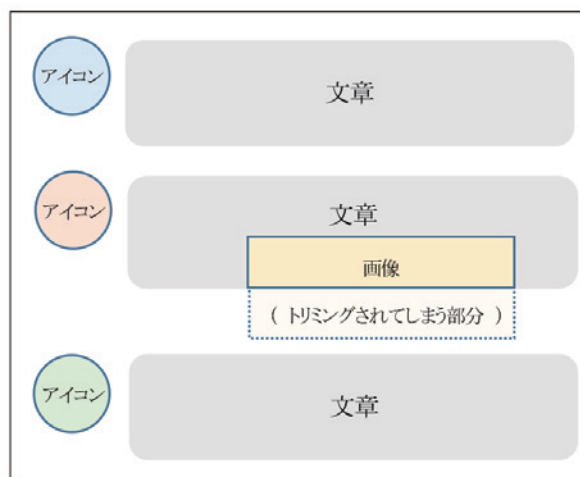
発信者情報開示請求が認められるためには、当該情報の流通によって請求人の権利が侵害されたことが明らかであることが要件の一つとなるところ(プロバイダ責任制限法4条1項1号(当時¹))、Xは本件ツイートはXの名誉権や著作権、著作者人格権等を侵害するものであると主張していました。

原判決は、Xのイラストが他者の作品をトレースしたとは認められないことを前提に、本件ツイートは、Xの名誉権、著作権、著作者人格権を侵害するものであるとして、Xの開示請求を認めましたが、知財高裁は、Xのイラストは他者の作品をトレースしたものである蓋然性が高いことを前提に、本件ツイートはXの名誉権、著作権、著作者人格権のいずれも侵害するものではないとして、原判決を取消し、Xの請求を棄却しました。

以下、著作者人格権(同一性保持権)に関する判断を取り上げて紹介いたします。

2. 著作者人格権(同一性保持権)に関する争点

ツイッターにはタイムラインという仕様が存在します。これは、個々のツイートが時系列順に表示されるものであり、イメージとしては次の図のようになります。



このタイムライン上では、ツイッターの仕様上、ツイートの一部がトリミングされて表示されるところ、本件ツイートも、Xのイラストの下部がトリミングされて表示(女性の横顔のイラストの目から下の部分が切り取られた画像が表示)されていました(本件トリミング表示)。これがXのイラストを改変するものとして、Xの著作者人格権である同一性保持権(著作権法(法)20条1項)を侵害するものか、それとも「やむを得ないと認められる改変」(法20条2項4号)として例外的に許されるかが争点となりました。

3. 原判決²

原判決は、以下のとおり述べ、本件トリミング表示は、Xのイラストを改変するものであり、「やむを得ないと認められる改変」とはいえないとして、Xの同一性保持権を侵害すると判断しました。

➤ 本件トリミング表示は、本件ツイートの投稿に伴って、ツイッターの仕様に従い自動的に表示されたものと認められ、かつ、そのように画像が切り取られることは、Xの意に反するも

¹ 2020年10月1日より改正法が施行されており、現在は5条1項1号に対応します。

² https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/845/090845_hanrei.pdf

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

のであると認められる。

- ▶ 本件トリミング表示は、投稿者が行った本件ツイートの投稿によって惹起されるに至ったものであり、Xの意に反してXのイラストを「改変」(著作権法20条1項)するものと評価することができ、かつ、これが「やむを得ないと認められる改変」(同条2項4号)とはいえない。

4. 本判決

これに対し、本判決は、本件トリミング表示は、「やむを得ないと認められる改変」(法20条2項4号)に当たるとして、Xの同一性保持権の侵害には当たらないと判断しました(下線は筆者)。

- ▶ ツイッターのタイムライン上の表示は、ツイッターの仕様又はツイートを表示するアプリの仕様により決定されるものであって、投稿者が自由に設定できるものではなく、投稿者自身も投稿時点では、どのような表示がされるか認識し得ないこと、投稿後も、ツイッターの仕様又はツイートを表示するアプリの仕様が変更されると、タイムライン上の表示が変更されること、ツイートに添付された画像データ自体は当該ツイートを閲覧したユーザーの端末にダウンロードされており、タイムライン上の画像をクリックすると、画像の全体が表示されることが認められることに照らすと、投稿者が改変主体に当たるかという点を措くとしても、タイムライン上の表示が画像の一部のみとなることは、ツイッターを利用するに当たり「やむを得ないと認められる改変」に当たるといべきである。

5. 本判決の意義

ツイッターに関しては、発信者情報開示請求との関係で、著作権・著作人格権の侵害に関して多数の裁判例が存在します。本判決はその一つとして、ツイッターのタイムライン上で引用した画像がトリミングされて表示されることは、改変には該当するものの、①ツイッター又はアプリの仕様により決定されるものであり、投稿者が自由に設定できるものではなく、どのようにトリミングされるかも予期できないこと、②投稿後であっても、仕様変更があれば、表示が変更されること、③一定の操作をすれば

トリミングされていない状態の画像が表示されることを理由に、「やむを得ないと認められる改変」(法20条2項4号)に該当するとして、同一性保持権の侵害には当たらないと判断した点に先例的意義があるといえます。

もともと、ツイッターに関連する著作人格権の重要な判例としてリツイート最高裁判決(最判令和2年7月21日³)が存在するところ、当該判決では、リツイートした画像において著作権者の氏名が表示されなくなることは、それがツイッターの仕様上であっても、また一定の操作をすれば氏名が表示されることになっても、氏名表示権(法19条1項)を侵害すると判断されています。また、リツイート最高裁判決では同一性保持権の侵害については判断されておりませんが、同事件の原判決(知財高判平成30年4月25日⁴)では、リツイートにおいてツイッターの仕様上画像が改変されることは、同一性保持権の侵害に当たると明示的に判断されております。これらの判断と、本事件の判断は、必ずしも整合していないように考えられ、今後議論になり得るものと思われます。

³ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/597/089597_hanrei.pdf

以前のニュースレターでも取り上げておりますのでご参照ください。 https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/IPNewsletter_2021_winter.pdf

⁴ https://www.jp.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/761/087761_hanrei.pdf

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

不正競争

営業秘密該当性が肯定された事例

秋田 康博
PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和4年10月5日判決(令和2年(ワ)第21047号)裁判所ウェブサイト〔クライアント事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、かつて原告(X)にて勤務しており、Xとの間で秘密保持契約を締結していた被告(Y)が、営業秘密に該当する情報(原告製品の単価、利益率や、原告グループの地域別や部門別の売上情報等の電子データ。「本件情報」)を取得した上、それらを使用した各行為が、不正競争防止法(「不競法」)2条1項4号及び7号の不正競争に該当すると主張して、Xが、Yに対し、不競法3条1項及び2項又は秘密保持契約に基づき、本件情報の使用等の差止め及び本件情報が記録された文書等の廃棄を求めるなどした事案です。

本件では、不競法上の営業秘密該当性等のほか、秘密保持契約上の義務の有無等も争われましたが、本稿では、本件情報の営業秘密該当性の要件のうち、秘密管理性についての判断をご紹介します。

2 裁判所の判断

本判決は、次の事情を挙げて秘密管理性を肯定しました。

- 就業規則や行動規範により、それぞれ、Xの許可なくXの機密、ノウハウ等に関する書類等の私的な使用、複製、持ち出しが禁止されていたこと。
- YがXを退職するに当たって、Yから誓約書を徴求しており、Xが情報の管理を徹底しようとしていたことを従業員も認識可能であったこと。
- 本件情報にはXの事業遂行に関わる情報が詳細かつ網羅的に記載されているところ、これらの情報が就業規則等による管理の対象となっていたことは従業員に認識可能であったこと。
- Xの従業員は、ネットワーク管理システムにより管理されたID及びパスワードを入力しなければ、貸与PCや社内ネットワークにログインすることができず、社内ネットワークの

SharePoint上の電子データは、これを取り扱う部門に属する従業員のみがアクセスできるよう設定されていたところ、本件情報はSharePoint上に管理されていたこと。

Yは、①同じ部内の異動であれば、従前所属していた部署のフォルダへのアクセスが可能であったこと、②SharePoint上の本件情報には「秘密」等と記載されておらず、また印刷や貸与PC上への保存等は禁止されていなかったことを主張して、秘密管理性を争いました。しかしながら、裁判所は、①について、異動後も従前所属していた部署のフォルダにアクセスする必要があることも十分考えられ、そのことのみでアクセス権限を適切に管理していなかったとはいえないとし、②については、そうした事情があるとしても、上記のとおり管理体制や情報の内容等に照らせば秘密管理性は否定されないとして、Yの主張を排斥しました。

なお、裁判所は、本件情報の有用性及び非公知性も肯定し、営業秘密該当性を認めましたが、Yが本件情報を不正の手段により取得した(不競法2条1項4号)事実が認められないとして、不競法に基づくXの請求を棄却しました。

3 まとめ

秘密管理性が認められるためには、当該情報が秘密情報であることが客観的に認識可能な程度に管理されていることが必要とされています。本件では、情報自体に「秘密」等の記載がないものの、情報の管理体制や内容等から、秘密管理性が肯定されました。本判決は、営業秘密該当性について新しい判断を示したものではありませんが、その該当性を肯定した事例として実務上参考になり得ることから紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。